

# 区民委員会陳情説明資料

令和7年12月5日

件名	頁
1 受理番号12 2026年度の国民健康保険料を値上げせず、 負担を軽減することを求める陳情	2

(区民部)

件 名	<b>受理番号 12</b> <b>2026年度の国民健康保険料を値上げせず、負担を軽減することを求める陳情</b>																
所管部課名	区民部国民健康保険課																
陳情の要旨	<p>1 2026年度の国民健康保険料を値上げしないようにしてください。 また、23区区長会及び23区国保課長会で同様の主張をしてください。</p> <p>2 均等割保険料の軽減は就学前の子供だけが対象ですが、就学児以降は経済的負担が増大します。均等割保険料を18歳までなくすよう関係機関に働きかけてください。</p> <p>3 経済的理由により、国民健康保険料の納付が困難な世帯に対する軽減策（条例減免）を拡充してください。</p> <p>4 1年以上の国保料未納者に対して、資格証明書を発行せず、引き続き国民健康保険証を使用できるようにしてください。</p>																
陳情者等	請願文書表のとおり																
内容及び 経過	<p><b>1 足立区の保険料について</b></p> <p>(1) 1人当たり保険料の平均額の推移（医療分と支援金分の合計額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり保険料</td> <td>124,222円 (+6,439円)</td> <td>142,679円 (+18,457円)</td> <td>135,468円 (△7,211円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内の金額は、前年度からの増減額</p> <p>(2) 直近3カ年の特別区独自激変緩和の措置状況</p> <p>以下の金額（足立区の概算額）の法定外繰入れを実施し、保険料負担の抑制を図っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定外繰入額</td> <td>19億円</td> <td>12億円</td> <td>2億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和8年度保険料の算定について</p> <p>ア 国が示す係数に基づき、都が各区市町村の国民健康保険事業費納付金の金額を決定する。</p> <p>イ 決定された国民健康保険事業費納付金に基づき、23区国保課長会にて保険料の負担緩和策等のシミュレーションを行い、保険料を算定している。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>足立区として、低所得者に配慮し保険料の値上げ幅は最小限とするよう主張していく。</p> <p><b>2 18歳までの均等割保険料の廃止について</b></p> <p>(1) 現行の均等割の軽減措置</p> <p>ア 低所得者の均等割軽減</p> <p>世帯主及び国保加入者全員の総所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額を軽減する措置。全体の半数が軽減世帯である。</p>		令和5年度	令和6年度	令和7年度	1人当たり保険料	124,222円 (+6,439円)	142,679円 (+18,457円)	135,468円 (△7,211円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	法定外繰入額	19億円	12億円	2億円
	令和5年度	令和6年度	令和7年度														
1人当たり保険料	124,222円 (+6,439円)	142,679円 (+18,457円)	135,468円 (△7,211円)														
	令和5年度	令和6年度	令和7年度														
法定外繰入額	19億円	12億円	2億円														

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
7割軽減	26,497世帯 (27.0%)	25,751世帯 (26.8%)	25,183世帯 (26.8%)
5割軽減	10,078世帯 (10.3%)	9,473世帯 (9.9%)	9,199世帯 (9.8%)
2割軽減	7,724世帯 (7.8%)	7,422世帯 (7.7%)	6,986世帯 (7.4%)
合計	44,299世帯 (45.1%)	42,646世帯 (44.5%)	41,368世帯 (44.0%)

※ 下段の（ ）内は賦課総世帯数に対する割合

- イ 未就学児の均等割軽減  
就学前の子どもにかかる均等割額の5割を軽減する措置。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
軽減人数	3,100人	2,783人	2,527人

## （2）均等割に対する国の考え方

国民健康保険においては全ての被保険者が等しく保険給付を受けられる権利があり、被保険者全体の相互扶助で支えられているので、応分の保険料を負担していただく必要があるとの見解を示している。

### 【今後の方針】

国の基準を超えて自治体が独自に保険料の減額賦課を条例で定めることはできないため、令和7年8月に特別区長会として国に対し、軽減対象の年齢制限の撤廃を要望した。今後も実現に向け要望を継続していく。

## 3 経済的理由により、国民健康保険料の納付が困難な世帯に対する軽減策（条例減免）の拡充について

厚労省通知では、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは明確に法令違反と言えないものの、適切ではないとしめされており、区としても好ましいとは考えていない。

保険料の負担軽減策として、令和7年度は一般会計から2億円の法定外繰入れを行っている。

### 【今後の方針】

国の基準を超えて自治体が独自に保険料の減額賦課を条例で定めることはできないため、特別区長会として国に対し、低所得者への配慮に係る国の財政支援を要望していく。

## 4 自己負担割合が10割となる「資格確認書（特別療養）」（旧資格証明書）の交付について

### （1）足立区の対応

ア 一年以上納付が無いことに加え、区への相談等がないなど特に悪質な場合に限定して、「資格確認書（特別療養）」を交付している。

イ 「資格確認書（特別療養）」交付対象者から相談があった際は、個々の実情を踏まえ、資格確認書（3割負担）への切り替えの判断を行っている。

(2) 足立区の滞納世帯数と「資格確認書（特別療養）」交付世帯数

滞納世帯数	「資格確認書（特別療養）」世帯数
31,572	647

※ 令和7年10月末現在。滞納世帯数は喪失世帯数を含む

(3) 国からの事務連絡

厚生労働省より、令和7年10月17日付事務連絡で「特別療養費の支給対象である被保険者において医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出が行われた場合、通常よりも有効期限の短い資格確認書を交付すること等により、特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うことができる」旨、再度周知があった。

**【今後の方針】**

「資格確認書（特別療養）」交付対象者からの相談時には、生活状況および個々の実情を踏まえた柔軟な対応を行っていく。

**【参考】**

**最近の主な国や都に対する財政措置の要望、提言（抜粋）について**

**1 令和7年7月全国市長会 国民健康保険制度等の改善強化に関する重点提言**

子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度について、対象年齢や軽減割合を拡大するとともに、その財源については、国において措置すること。

**2 令和7年8月特別区長会 令和8年度国の施策及び予算に関する要望書**

令和4年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入され、未就学児の保険料が5割軽減されることとなったが、依然として大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、軽減対象を現行の未就学児までという制限を撤廃するとともに、公費による軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること。

**3 令和7年8月特別区長会 令和8年度東京都の施策及び予算に関する要望書**

都の独自財政支援の拡充に加えて、被保険者の保険料負担に配慮した、きめ細かい財政措置を講じるとともに、特に低所得者に配慮した支援策を強化すること。